

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和3年1月22日、午前10時10分頃、君津市三直1348番地1で発生した車両損傷事故。 本市所有の消防自動車、停車していた相手方所有の軽乗用車に接触し、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、154,380円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和3年3月31日

令和3年5月7日提出

君津市長 石井宏子